令和3年度第1回文化財保護委員会会議録

日 時:令和3年6月10日(水)

午後2時から

場 所:金津本陣 IKOSSA 3階

市民文化研修センター大ホール

(日程)

1. 文化学習課長あいさつ

2. 議題

- (1) 令和3年度文化財保護事業計画報告
- (2) 宮谷の石切り場調査(指定に向けて)について
- (3) 市指定文化財の指定番号再付与について
- (4) その他 市登録文化財(仮称)について

(出席委員)

 吉田 純一
 水野 和雄
 長谷川裕子
 籔内 昭男

 川波 久志
 藤川 明宏
 能美 進

(事務局)

文化学習課長 笹木 幹哲 郷土歴史資料館副館長 九千房 英之 郷土歴史資料館館長補佐 橋本 幸久 郷土歴史資料館 角 衣利奈

【文化学習課長あいさつ】

【議題1】令和3年度文化財保護事業計画報告 あわら市指定文化財候補

(事務局より説明)

事務局:委員長より何かありますか。

委員長:地元で気になっている建造物を挙げた。今回議題になっている市登録文化財の対象 として関わってくるものだと思う。

事務局:安楽寺の薬師如来坐像について藤川委員からご説明をお願いします。

委員: 昨年6月に行った仏画の調査の際に、本尊の薬師如来坐像を確認したところ、底板の隙間から文字が確認できた。貴重な事例だということを住職に申し上げた。仏師が底板をあげたことで文字が判明した。昨年度いっぱい修理に出され、解体される中で体内の背中の裏の部分、頭部の内側の部分、像が乗っている蓮台の蓮弁にそれぞれ文字が書かれていた。薬師如来坐像を作った仏師、作られた年、願主の名前が分かった。作られたのは室町時代の明応5年(1496)で、作者は京都七條仏所という慶派の仏師の集団で康忠という仏師で、京都の東寺講堂大日如来坐像の作者である康珍の弟ということが分かった。

日本中に作例があるわけではなく、長野県の諏訪大社に関連する仏像に康忠の作例が残されている。しかし、全国的には作例が知られているものは少ない。同時代の慶派の仏師の作としては珍しいものと考えている。仏像が盛んに作られた平安時代や鎌倉時代ではないが、仏師と願主、制作年が分かっており、基準となる作例として全国的にも貴重で市指定文化財にふさわしいと思った。修理の際の写真はいただいており、修理後の開眼供養が行われたが修理について問題はなかった。写真や採寸も測り調査はほぼ終えているため、次の文化財保護委員会で諮問していただきたいと考えている。

事務局:大連三郎左衛門家文書について長谷川委員からご説明をお願いします。

委員:福井県史を作る際や旧芦原町時代に調査が行われており、それ以降調査されていなかったが5月にご自宅に伺い西大連家の文書を調査することができた。江戸時代に西大連家と東大連家の二つに分かれた。鳴鹿大堰から坂井平野を灌漑している用水を管理している家で、戦国時代以来の古文書を所蔵している。天文年間の朝倉氏の用水に関する対策法令が残されている。朝倉氏の用水に関する古文書はこれが唯一であり、調査時に古文書を確認することができた。その他、越前の統治者である柴田氏や堀氏などの古文書も合わせて確認した。福井県史の掲載写真は県文書館のマイクロに入っているが、今回の調査ですべて確認がとれた。西大連家には江戸時代の古文書は少ないが、用水関係や地域の土地の利用に関する絵図が多く残されている。今回の調査では絵図まで調査ができなかったため、近いうちに絵図の調査を実施したい。古文書の点数は多くないので今年度中に指定にしたいと考えている。現在の作業としては、古文書は全て写真撮影が終わり目録をとっている段階であり、次の調査で絵図を撮影・整理し目録を完成させ調書をつくる流れでいる。

事務局:北潟祭について川波委員からご説明をお願いします。

委 員:前々より指定案件として挙げさせていただいているが、コロナ禍で実施されておらず、実施された際には調査したい。

事務局:開催されるかどうか聞いてみたいと思う。

事務局: 宮谷の石切り場についてですが、近代の石切り場で地元では宮谷石と呼ばれる。廃鉱跡の状態が良く残っているので、地元から市指定申請の意向があった。次の議題で詳しく説明したい。

委員長:以上について何かご意見やご質問はありますか。

委員長:県指定史跡の椚古墳(石室)が正式な名称なのか。

事務局:はい。

委員長: 古墳が指定になっているのではないのか。

事務局:いいえ。石室が指定になっている。

委員長: 石室には立木入っていないのでは。

事務局:石室が押しつぶされそうになっているということである。

委員: 羨道と石室がある。中に入ると天井から上の木の根っこが出てきている。また上部の天井石と羨道の石の間に土が落ちている。木の根っこを枯らすためには木を切ってしまわないといけない。

委員長:何の木か。

事務局: 杉2本と広葉樹1本が生えている。古墳の裾にも杉があり、全て伐採してほしいと 地元から要請がきた。先日、確認したところ以前より土盛が高くなっていたことに 加え、古墳から竹も生えてきているため、早急に対策を考えたい。

委員長:11月の立木の伐採の際に竹の処理は行わないのか。

事務局:地元の木材業者が実施するため、竹の伐採もあわせてお願いしたい。

委員長:6月3日に実施した清間遺跡の試掘調査は令和2年度に調査したところとは別の場所なのか。一連の関連する場所なのか。

事務局:同じ清間遺跡だが令和2年度とは別の場所です。令和2年度は伊井小学校の北西の場所で、今回は試掘調査をしたことがない北東の場所だった。遺構や遺物が出土する場所なのかを確認する調査だったが出土したため、建築予定の建物は別の場所に立てることになった。試掘調査の結果は業者に提出した。

委員:市指定文化財候補のうち吉崎の西別院とあるが、入り口の念力門のことか全体の建物か。

委員長:全部指定にもっていきたい。東も含めて一帯を指定にもっていきたかった。建築的には東の本堂の建築の方が古く県指定にもっていきたいと考えていたところ、表側を大々的に改修してしまったことで、できなくなってしまった。少なくとも西別院の本堂と庫裡を含めた寺域として市指定にしたいと考えた。

委員: 吉崎のこども食堂になっており、遊び場になっているがいいのか。

事務局:文化財を活用していくことで建物は生きてくると考えている。

委員長:古文書調査についてだが、東大連家は調査しないのか。

委員:膨大に史料があるので、今回は西大連家と一緒に調査はできないが、今後調査したいと考えている。整理に時間がかかるので、先に西大連家を指定にしたいと考えている。

委員: 西大連家はどれくらい古文書があるのか。

事務局:全40点くらいで、絵図も含めても50点未満です。絵図も合わせ一括指定にしたい。

委員長: 宮谷八幡神社の狛犬は材質が違うということだが、越前狛犬と形も異なるのか。

事務局:形も異なる。

委員長:市内においてこの系統の狛犬はあるのか。

事務局: 北潟の八雲神社に一体と菅野の八幡神社に一対、熊坂の神社に一対似たような狛犬がある。その中で紀年銘を持っているのが宮谷の八幡神社になる。一つの作風の基準になる狛犬なので、指定にしてもいいのではと考えた。平成30年にこの狛犬と鳥居を指定にしたいと申請があったが、鳥居の方はまだほかにも文化財として貴重なものがあるのではないかと指定が保留となった。

委員長:形そのものは幼稚な感じがするが。

事務局:面白い形になっている。顔の作りはボチボチとしたものだ。

【議題2】宮谷の石切り場調査(指定に向けて)について

(事務局より説明)

委員長:何かご意見やご質問はありますか。

委員:石切り場までは簡単にいけるような場所なのか。

事務局:猪避けの柵があり一本道を上って歩いていく道が一つと、金津創作の森から石切り場という看板が出ており、その道を20分間歩く道がある。

委員:立入禁止にはなっていないのか。

事務局: 一応入れるようにはなっている。厳密にいうと近藤建設株式会社の所有地となって おり、正式に入るときは会社へ断らないといけない。

委員:県内には笏谷石の採掘場などあるか笏谷石は指定になっているのか。

委 員:なっていない。指定するにあたり範囲をどうするかという問題があると思うがどう するのか。

事務局:いくつか坑道があり、比較的入りやすいところと、入りにくいところと、危ないところがある。地元は入りやすい場所を指定にしたいと考えていると思う。すぐ側では風力発電の建設が挙がっており、地元としては反対している。ここには石切り場という貴重な場所があるので、微震動で壊れた怖いという理由付けもあるようだ。

委員: 観光的な面というよりも、採掘場がどういう経過で歴史的に重要性があって稼働していたのかということが指定する上で重要だと思う。指定すると修理の問題も出てくる。神秘的なものではあるが、歴史的価値が望めるかどうか分からない。

委員長:地元の人が宮谷石について知らない、どれくらい製品が明治・大正期において有していたのか押さえるべきところだ。

事務局:宮谷石製の製品について、今のところ確認できた資料は、地元の人から寄贈いただいたバンドコー点のみである。他に地元で使われていたのかどうか不明で、また、建築資材だと地中にあるため確認のしようがない。どれくらい市内に歴史的な影響を及ぼしたのかという点から指定には難しいのではないかと考えているが、市登録文化財にするなども考えられる。正式に市指定となれば、修復の問題や指定範囲をどうするか困難が伴う。

委員長:地下はあるのか。

事務局: 半地下みたいなところがあるが深くはない。保護委員で現地を確認し正式に判断をしたい。

委 員:職人が使用していた道具や、その職人の家は残っていないのか。

事務局:道具も家も残っていない。

委員:所有者は石切り場をしていた人か。

事務局: 石切り場の前に小屋があり、土建の作業場にしていた。ゴミがあったが地元の有志で撤去し、観光として使えるように整備している。

委員長:では、一度現地調査をして判断しましょう。

【議題3】市指定文化財の指定番号再付与について

(事務局より説明)

委員長:順番は今回指定年月日をもとに事務局で新しく番号をふったのか。

事務局:はい。

委員長: 芦原町と金津町が合併した際に順番や序列はどのように決めていたのか。

事務局:決めておらず、金津町番号と芦原町番号がそのまま併記されて残っていた。市文化 財として新しく指定された文化財が市文化財の一番の番号となった。

委員長:市文化財の一番になったのか文化財は何か。

事務局:キンメイチクだったと思う。

委員:番号というのはあまり意味がない、指定するときの構図?それが大切だ。指定の取り消しは委員会で勝手に取り消せない。取り消すことになれば委員会から議会に行き取り消しとなる。その際変更は吟味して何からいくのか、指定年月日だけでいくのか、国のやり方に合わせて建造物からいくのか考えてほしい。

事務局:一番目の基準として指定年月日、種別という順番で並び変えた。建造物で一番からとなった場合、追加で指定となった際に、どこへ入れるのか分からなくなる。番号のことで考えるのであれば、指定年月日、種別基準にすれば大きな崩れはない。指定の種別の並べ方としては文化財保護法にならった並べ方としたい。

委員長:国や県は種別で並んでいるが、通し番号はとっていないのではないか。

委員:とっていない。便宜上だ。

委員:今の指定書はどうなっているのか。

事務局: あわら市第何号という形で種別とは関係なく、あわら市で何番目に指定されたかという番号を付している。県方式で建造物第何号という種別ごとの形は一つの案だと思う。 福井市は合併された時どうしたのか。

委員:並べ直していない、あわせていない。指定書上、通し番号はない。合併した分を足して足した次から新指定となった番号をふっていった。

事務局:指定書は再発行しているのか。

委員:合併した先の指定書は再発行していない。

委員長:目録みたいな形で使うのであれば種別の方が使いやすい。

事務局:そうだと思う。

委 員:並べ直した表は指定年月日順だと種別がバラバラに表記されるため、あまり見ない だろう。

事務局: 越前町では合併後このような方式であったが、意見のとおり種別ごとの番号で並び 直した方がいいかもしれない。

委員:種別ごともいろいろ問題点がある。

事務局:しかし、直したいところが多い。

委員:直すとなると教育委員会に諮らないといけない。

事務局:保護委員会で意見をもらったうえで、教育委員会の議決を受けて変更をかける予定でいる。教育委員会公示という形で指定番号の変更と種別の変更を一括して行い、 指定書を出し直す予定でいる。あわら市における指定数は75点で、そのうち市の 指定は50点強なので、今なら見直すことができる。

委員長: 市の指定は 56 点だが、県や国の指定があったとき、それに合わせて対応している 分類が必要だ。県に市が合わせれば統一性がとれると思う。

事務局:種別ごとに古い順で再度並べ直してみたい。

委員長:指定が増えていっても枝番が増えるだけなので整理しやすいと思う。

事務局:ありがとうございます。種別の方はいかがですか。

委員:4番の史跡の多賀谷左近の墓とあるが「墓所」ではないか。

事務局: 石廟を指定する際にその旨を伝え交渉したところ、看板や発行物などを作成してしまっており今更変更されても困ると地元が反対した。

委員長:目録や項目を変更したいので、次回パンフレットを変えるときは修正してもらえないかと交渉してはどうか。

委員:50番の伊井白山神社石造狛犬が歴史資料となっているが、彫刻ではないのか。

委員:県は彫刻となっているのに、なぜあえて歴史資料にしたのか。

事務局: 彫刻としては、とけてしまっており彫刻作品として優れていない。紀年銘に歴史的 価値があるため、歴史資料として指定した。

委員:44番の熊坂大仏は歴史資料となっているが、銘があるのか。

事務局: 銘は調べていない。

委 員:歴史的価値があるのなら歴史資料でもいいが、なければ彫刻ではないか。

事務局:熊坂長範の物見の松で作られた歴史的伝承ということで歴史資料となった。

委員長:仏像としての評価はなされていないということですね。

事務局: 火災にあって仏像を修理してしまったことから彫刻としての価値が低くなり、彫刻としての指定ではなく、歴史資料となった。

事務局:39番の西国三十三ヵ所観世音だが、彫刻それとも建造物か。

委員長:石廟として評価しているため、建造物であるべきだ。彫刻となると観音様だけを評価していることになる。

事務局:歴史的な建築物としてみた方が正しい。

委 員:29番の漆塗椀は考古資料ではないか。

事務局:変更案として明記しているが、おっしゃる通り考古資料だ。考古資料に変更したいと考えている。

委員:36番の建造物・輪転経蔵はそういう名前なのか。

事務局:福円寺の輪転経蔵という中に一切経が入っている。

委員長:中に一切経入っているからだと思う。お寺がそのような名称を付けているのではなかったか。

事務局:わかりませんが、看板にはそのように明記されている。

委員:34番は仏画(3幅対)という名称なのか。

事務局:はい。

委員:名称を明記しないといけないのではないか。

事務局:はい。どのように表記したらいいか。

委員:仏画3幅で具体的に愛染明王、薬師如来、虚空蔵菩薩と名称を表記した方がいい。

委員:48番の歴史資料・指中の板碑は南無阿弥陀仏と書いてあるのか。

事務局:真ん中に阿弥陀三尊の趣旨が彫られており、右下に年号が□安と一部入っており、 応安ではないかという話をした。

委員:建造物でないか。五輪塔などは建造物である。

事務局:熊坂大仏は歴史資料がよろしいか。

委員: 彫刻がその時代を表すような狛犬なので、年号だけあっても風化して剥離していた

場合、指定になりうるか分からないため、歴史資料というのはどうかと思う。

事務局:風化していても彫刻形式がその時代を表しているのであれば彫刻ではないかという ことですね。

事務局:26番と27番の現代の絵画を書かれた方はお亡くなりになっているが、書かれたのは昭和56年である。取り消しした方がいいのではないかと思っているがいかがか。

委員長:取り消してしまうのはいかがかと思うので、参考資料として扱ってはどうか。

事務局: 坂井市が合併した時にそれぞれの町で指定基準が違い、指定から外れてしまう案件については市登録文化財となった経緯があるとのこと。登録文化財へと指定区分変更という方法もあるのではないかと考えている。

委員:この作品の種別は絵画でよいのか。歴史的な参考資料でないか。

事務局:はい。絵図は想像で描かれたものである。

委員:何年か前に取り消しの方向で決まっていなかったか。

事務局:はい。指定区分と合わせて討議したいという話だったと思う。

委員:変更をかける際にどういう理由で取り消すか理由を書いて、合わせて教育委員会に かけた方がいいと思う。

事務局:種別の番号案と種別の変更案を保護委員会の議案として再度提出し、議決をうけた上で、教育委員会へ公示してよいか議決の方を議案として提出させていただくということでよろしいか。

委員長:現状の目録からどう変更したのか一目で分かるように両方提示してほしい。

事務局:わかりました。

委員長: 狛犬の名称に神社名が入っているが、何年銘狛犬という形の方がいいのではないか。 他と比べて細かく入っていると思うがいかがか。

事務局:「沢春日神社狛犬」という市指定名称に合わせて50、51、52番の狛犬の名称をつけた。その後、沢春日神社の狛犬は県指定となり、名称が何年銘に変更となったため、50、51、52番の狛犬の名称がこのように残されたという経緯がある。

委員:国や県の種別に沿った名称がよいだろう。

事務局:種別を彫刻に変更するのと石造狛犬を県の指定名称に合わせ何年銘に変更という形で進める。

委員長:種別と名称を吟味し修正案や訂正案を次回提示していただきたい。

【議題4】その他 市登録文化財(仮称)について

(事務局より説明)

委員長:何かご意見やご質問はありますか。

委員:全国の各市町が作るのか。

事務局:作るところもあるだろうし作らないところもある。

委員:あわら市ではどうお考えか。

事務局: 作る方向で皆さんからの意見を伺いたい。宇根観音の市指定の要望があり、資料が残っていないので難しい。また、史跡になるので範囲をどうするのか。どういう形で残すのかなどの問題もある。そういった文化財を市登録文化財で拾いあげていくという形ができればと考えている。厳密の裏付けがなくても地域が大事にしている宝を登録文化財にしてもよいのではと思っているが、登録という名があるのみで補

助金は出ない。

委員:登録文化財の指定は文化財保護委員会で審議するのか。

事務局:はい。地元から申請があったら保護委員会で審議し、ふさわしい文化財を教育委員会の公示で登録文化財として指定するという流れだ。市指定文化財とおなじ手順を踏もうと思う。

委員長:登録文化財に指定された場合、何かメリットはあるのか。登録された文化財の看板 はどうするのか。

事務局:看板は難しい。なにかプレートができればいいと思う。また当館のホームページに 掲載することなどが考えられる。

委 員:箔がつくだけではないか。

事務局: 地元も箔をつけるために指定にしてほしいと申請があることもある。宮谷の石切り場がそれに近い形だ。歴史的価値で指定となると補助金を出さないといけない。また厳密な歴史的裏付けが必要になる。しかし、地元で大事にしているものはかなりの数があり、それらを助けるためにも決して悪いことではないと思うがいかがか。

委員: 石切り場が登録され整備のため、補助金の要望がでてくるのではないか。

事務局:補助金については条例や規定では設けない。

委 員:条例で設けていないが、地域計画を作るうえで何かフォローすることはありえるのか。

事務局: 当市では地域計画を本格的に取り組んでいないが、計画に含まれているのであれば 国は補助金を出すのか。

委員:文化遺産ということで修理は出ないが、看板作ることは出せるようになると思う。

事務局:補助要項改正して補助金を出すという流れを検討したい。現段階では登録文化財制度を作っていないので出せる段階になれば考えたい。

委員:市登録文化財と市指定文化財の差について、登録文化財するまでの過程において、 どのくらいの調書が必要で歴史的な価値が必要になるのか。どれでも登録にする訳 にはいかないと思うがいかがか。

事務局:委員に意見を聞きたい部分だ。伝承でもいいと話したが、近所のうわさ話では難しい。

委員:国の登録有形文化財は、建物の時代が新しく指定にはならないが、年数が経つと価値が出る可能性があるため、登録しようという制度。市登録文化財制度は、将来的に指定に値する価値があるため保護するための登録なのか。地域の遺産をなるべく 救ってあげるために登録文化財制度を設けたいとしているのか、考え方としてはど ちらか。

事務局:後者に近い。市の指定にもっていく案件は、登録制度を設けて予備軍を作るほど数はない。市指定文化財にはならないけど、地域の人が大事にしているものを箔付けに近い形で、市登録文化財という名がつけることができたらと思っている。

委員長:国の登録文化財になれば固定資産税が少しだけかからないというが。

委 員:そうですね。少しだけ。

委員長:何か少しメリットがあるといいが。

事務局:調整しないといけないのでハードルがあがる。

委員:市指定の価値が下がるのではないか。市指定文化財は市登録文化財と大して変わらないという印象を抱かないか。

事務局: 名称を変えるという考え方もある。例えば、市のお宝、大野遺産がある。

委員:観光等の活用を考えれば、登録文化財の範囲をどこまで広げるのか、産業遺産、近代化遺産等たくさんあるので、それを全部登録文化財とすると範囲を広がりすぎて収集がつかないのではないか。

委 員:登録文化財は市指定文化財の予備軍という意味での登録なので、ある程度区切って おかなければならないと思う。

事務局:大野遺産いいなと思う。イメージはそれに近い。

委員:大野遺産も認定制度だ。今は分からないが補助金も出しているはずだ。

委員:県や他の市町村で話し合う場はないのか。

事務局:正式にスタートしているわけではないので、県等に相談する段階ではない。

委員長:文化財保存活用地域計画では、未指定の文化財などの地域のお宝を取り上げようとしているため、登録文化財制度についてもどう扱うかが課題になってくると思う。

委員:市指定文化財の予備軍として期待し、補助金がつくと思うだろう。

委員長:文化財という言葉を使わない方がいい。あわら市として大事だということを言いたいわけですね。

事務局:市指定文化財となると難しいが地域のお宝というのであれば、登録文化財に入れてもいいのではと思うものもある。相談を受ける側からすれば、そういった名称をつけてあげたいものがいくつかある。制度や名称など他の自治体の事例を調べつつ委員の意見をいただき内容を練っている段階なので、制度設計や実施するかどうかも含めて検討していきたい。

委員長:地域の人が馴染みやすく、守っていこうという名称がいい。

事務局:本荘遺産1号など地区名をつけた方が身近に感じやすいと思う。

委員長:地区民の立場から名称を考えてほしい。坂井市は文化財の評価基準の関係から登録 文化財の制度を作ったというが、坂井市の登録文化財に関する規定はないのか。

事務局:同じような制度設計がされており、指定見直し以降新しい登録文化財の指定はないため、合併時の受け皿として作ったと考えられる。坂井市では文化財保存活用地域計画を策定しており、条例にも登録文化財が入っているため、文化財を活用しようと思えばできると思う。

委員長:議題4については以上でよろしいか。それでは、調査については彫刻、古文書、狛 大など各担当の方に今年中に進めていただくということでお願いしたい。

事務局:安楽寺については調書も作成しており、あとは申請書の提出のみである。大連家は 追加調査が終われば調書の方を進めていく。この2件については次回の保護委員会 までに提示できる予定だ。宮谷の石切場については、委員の方々に見ていただき、 その上で地元へ回答したいと考えている。北潟祭については今年開催するか確認す る。

委 員:神宮寺城の市指定を受けたが委員の中には現地で確認していない人がいる。一度委員で見た後に文化財保護委員会をやる流れで検討してもらいたい。

事務局:安楽寺の仏像も実際に実物を見てもらった方がいいと思う。石切り場の見学の際に

いくつかあわせて回ることを検討したい。地元の委員のみの時は年に1回程地域の 文化財を見て歩くことがあったが、現在は現役の人が多く組んでいなかった。参加 できる人でやってみるという方向もあるので検討したい。また、駅前に立体駐車場 ができて、仲仕組の石碑がそこに移設となったので、あわせて見ていただきたいと 思う。

委員長:以上でよろしいでしょうか。それでは第1回文化財保護委員会を終了します。